

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年6月29日

担
当

東京労働局 労働基準部 健康課
課 長 関 憲生
主任労働衛生専門官 寺門 健一
電 話 03(3512)1616

職場における熱中症予防対策に係る取組について ～7月を重点取組期間として熱中症予防対策を強化します～

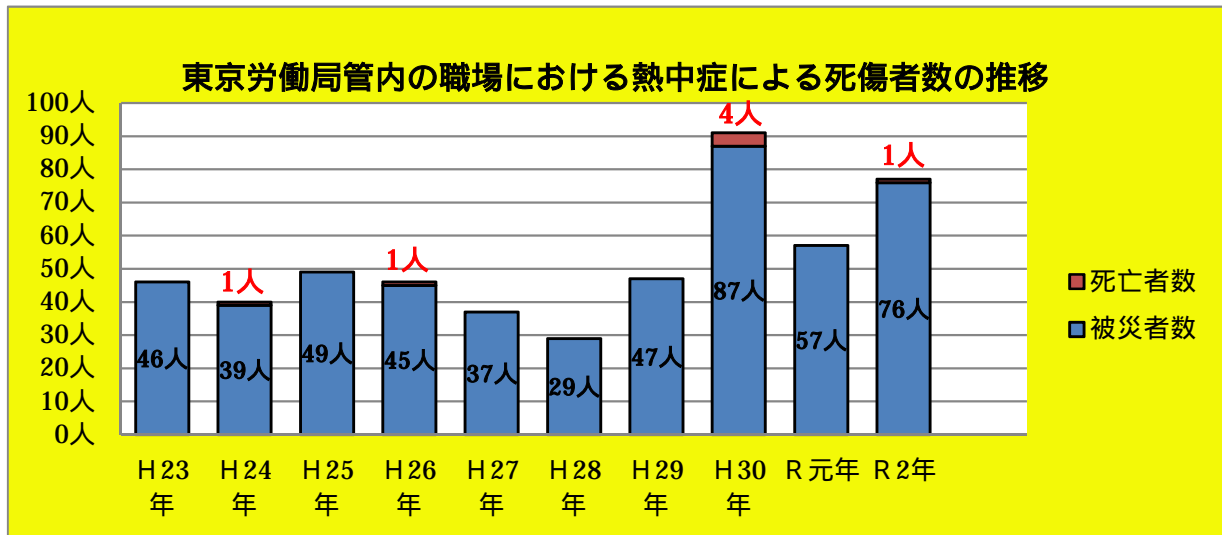
東京労働局（局長 土田浩史）は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、7月を重点取組期間として熱中症予防対策の取組強化を集中的に実施します。

【東京労働局における熱中症予防対策の主な取組事項】

- 1 東京労働局長による安全衛生パトロールの実施（別添資料1）
令和3年7月7日(水)、熱中症災害が多発している建設現場に対し、東京労働局長による安全衛生パトロールを実施します。
- 2 「職場における熱中症予防対策会議」の開催（別添資料2）
令和3年7月8日(木)、「職場における熱中症予防対策会議」を開催します。
会議の場において、関係団体に対して東京労働局長名の要請文書を労働基準部長より手交いたします。
- 3 東京労働局「職場における熱中症予防対策 Web セミナー」の開催（別添資料3）
厚生労働省 YouTube チャンネルにおいて令和3年7月1日より公開します。
同時に、「職場における熱中症予防対策自主点検」を実施します。
- 4 周知指導や広報活動の実施
都内の各労働基準監督署では、重点取組期間中、熱中症予防対策についての周知指導や広報活動を集中的に実施します。

【災害発生状況】（別添資料4）

令和2年、東京都内の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は77人と、令和元年より20人(26%)増加しました。このうち死亡者は1人であり、令和2年の0人から増加しました。過去10年(平成23～令和2年)の職場での熱中症による死傷者数をみると、記録的な猛暑であった平成30年に次いで令和2年は死傷者数の多い年となっています。



熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐(おうと)・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

別添資料

- 1 東京労働局長建設現場安全衛生パトロールの概要
- 2 「職場における熱中症予防対策会議」の概要等
- 3 東京労働局「職場における熱中症予防対策 Web セミナー」の概要
- 4 東京労働局管内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況(H23～R2)

参考資料

- 1 職場の「熱中症」を防ごう！～クールワークキャンペーン～
- 2 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止
～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

東京労働局長の緊急対策に向けた安全衛生パトロールの実施 ～ 7月7日 建設死亡災害緊急対策期間中に実施 ～

東京労働局(局長 土田 浩史)は、6月から7月の間を「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策」と期間を定め、建設業における死亡災害の撲滅に向け集中的な取組の一環として、労働災害防止対策の徹底と労働災害防止に対する意識高揚を目的とした、東京労働局長による建設現場の安全衛生パトロールを実施します。

安全衛生パトロールでは、夏場のこの時期に多い熱中症について、建設業の死傷者数が最も多い状況にあることから、建設現場の熱中症予防対策も確認します。



日 時 : 令和3年7月7日(水)14:00～16:00

工事名称 : 株式会社 長谷エコーポレーション

(仮称)高田プロジェクト計画新築工事 (Brillia City 西早稲田)

用 途 : 共同住宅(454戸) 店舗(事務所)

所在地 : 東京都豊島区高田1-18

- (1)当日に取材を希望する場合は、裏面「取材申込書」に必要事項を記入の上、東京労働局労働基準部安全課までご連絡願います。
- (2)当日は13時50分までに作業所事務所(別添案内図参照)に直接お越しくください。
- (3)保護帽は、現場で用意させていただきます。
- (4)現場内を移動しますので、多少汚れても良い服装や靴でお越しくください。
- (5)現場内の撮影に当たっては現場職員の指示に従ってください。

東京労働局 労働基準部 安全課 あて
Fax 03-3512-1559

取材申込書

「東京労働局長による安全衛生パトロール」に係る取材を申し込みます。

| | |
|---------|-------------|
| 取材日 | 令和3年7月7日(水) |
| 会社名 | |
| 参加人数 | 人 |
| 連絡先電話番号 | |

令和3年7月2日(金) 15:00必着



都電荒川線「面影橋」駅徒歩1分
東京メトロ副都心線「雑司が谷」駅徒歩7分
東京メトロ副都心線「西早稲田」駅徒歩10分
東京メトロ東西線「高田馬場」駅徒歩12分
JR山手線「高田馬場」駅徒歩14分
西武鉄道新宿線「高田馬場」駅徒歩14分
東京メトロ東西線「早稲田」駅徒歩14分

お問合せ先

〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎 13階

東京労働局労働基準部安全課

TEL 03-3512-1615



職場における熱中症予防対策会議開催要綱

～ 職場における熱中症予防対策に係る取組～

1. 趣旨目的

令和2年、東京都内の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は77人と、令和元年より20人(26%)増加しました。このうち死亡者は1人であり、令和2年の0人から増加しています。

重点取組期間である7月は梅雨明けを迎え、気温と湿度が上昇するなどし、熱への順化が不十分なため熱中症が多発するおそれがあります。

また、同時期にオリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、特に大会に関わる警備業務等における熱中症の発生が懸念されております。

については、オリンピック・パラリンピック競技大会関係業種並びに熱中症の発生件数が多い建設業、警備業、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業等の事業者団体に御協力をいただき、会員事業場における熱中症予防対策の取組の徹底を図り、職場における熱中症による死亡災害の撲滅並びに休業災害の大幅な減少を図ることを目的に開催いたします。

2. 職場における熱中症予防対策会議出席要請関係団体(8団体)

公益社団法人東京労働基準協会連合会
一般社団法人東京建設業協会
公益社団法人東京ビルメンテナンス協会
一般社団法人東京都警備業協会
建設業労働災害防止協会東京支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部
林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部

3. 職場における熱中症予防対策会議開催日時等

(1)日時 令和3年7月8日(木) 10時30分から11時15分(予定)
(2)場所 日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)
7階 704号室

4. 職場における熱中症予防対策会議の内容

(1)職場における熱中症予防対策の徹底について要請文書の手交
(2)職場における熱中症予防対策の具体的取組について
(3)クールワークキャンペーンの取組実績と今後の計画の発表
(4)意見交換

東京労働局
労働基準部 健康課 あて
Fax 03-3512-1560

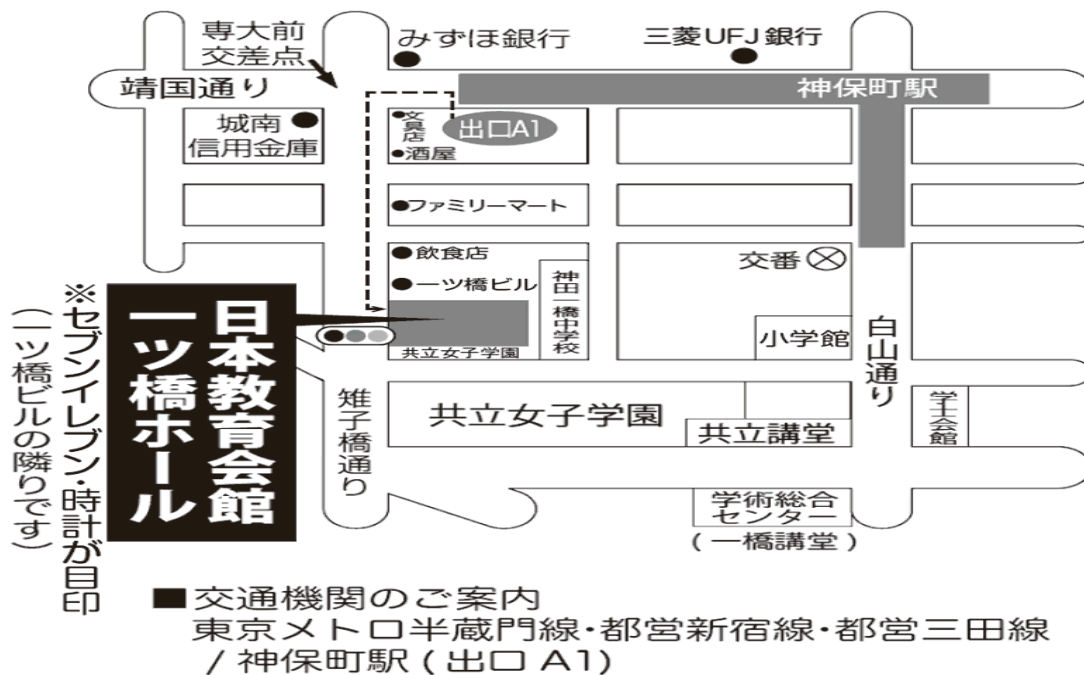
取材申込書

「職場における熱中症予防対策会議」に係る取材を申し込みます

取材範囲は、4. 職場における熱中症予防対策会議の内容の(1)～(2)までになります。

| | |
|---------|-------------|
| 取材日 | 令和3年7月8日(木) |
| 報道機関名 | |
| 取材者人数 | 人 |
| 連絡先電話番号 | |

令和3年7月7日(水) 12:00 必着



会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【お問合せ先】 〒102-8306
 東京都千代田区九段南1 - 2 - 1 九段第3合同庁舎 13階
 東京労働局 労働基準部 健康課 TEL 03-3512-1616


東京労働局「職場における熱中症予防対策Webセミナー」

令和3年

職場における熱中症予防対策Webセミナー

「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン」

東京労働局 労働基準部 健康課

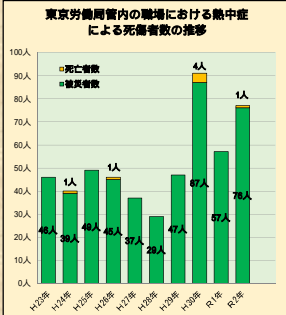


東京労働局管内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(平成23～令和2年)

過去10年(平成23～令和2年)の職場での熱中症による死亡者数及び4日以上休業した業務上疾病者の数(以下、合わせて「死傷者数」という。)をみると、令和2年は、記録的な猛暑であった平成30年に次いで死傷者数の多い年となっています。

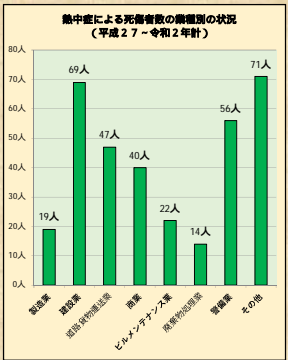
| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 被災者数 | 46人 | 38人 | 46人 | 37人 | 28人 | 47人 | 67人 | 57人 | 76人 | |
| 死亡者数 | | 1人 | | 1人 | | | | 4人 | | 1人 |
| 計 | 46人 | 40人 | 46人 | 37人 | 28人 | 47人 | 67人 | 61人 | 77人 | |



2 業種別発生状況(平成27～令和2年)

過去6年間(平成27～令和2年)の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで警備業、道路貨物運送業で多く発生しており、全体の約5割を占めています。

| | 製造業 | 建設業 | 道路貨物運送業 | 商業 | ビルメンテナンス業 | 農業林業 | 畜養業 | その他 | 計 |
|-------|-----|-----|---------|-----|-----------|------|-----|-----|------|
| 平成27年 | 2人 | 5人 | 8人 | 6人 | 1人 | 2人 | 6人 | 12人 | 37人 |
| 平成28年 | 2人 | 5人 | 4人 | 4人 | 2人 | | 4人 | 8人 | 28人 |
| 平成29年 | 2人 | 11人 | 9人 | 2人 | 8人 | 1人 | 7人 | 12人 | 47人 |
| 平成30年 | 5人 | 21人 | 14人 | 11人 | 8人 | 4人 | 16人 | 16人 | 91人 |
| 令和元年 | 1人 | 13人 | 7人 | 7人 | 8人 | 4人 | 11人 | 8人 | 67人 |
| 令和2年 | 7人 | 14人 | 10人 | 10人 | 4人 | 3人 | 13人 | 18人 | 77人 |
| 計 | 18人 | 68人 | 47人 | 40人 | 22人 | 14人 | 56人 | 71人 | 386人 |

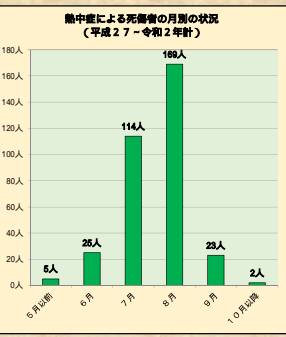


3 月・時間帯別発生状況

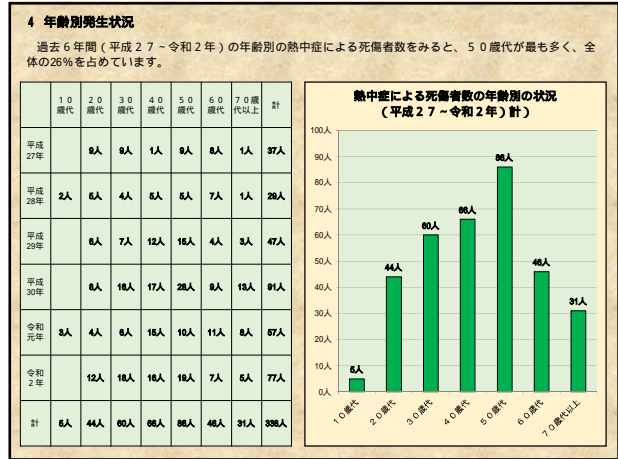
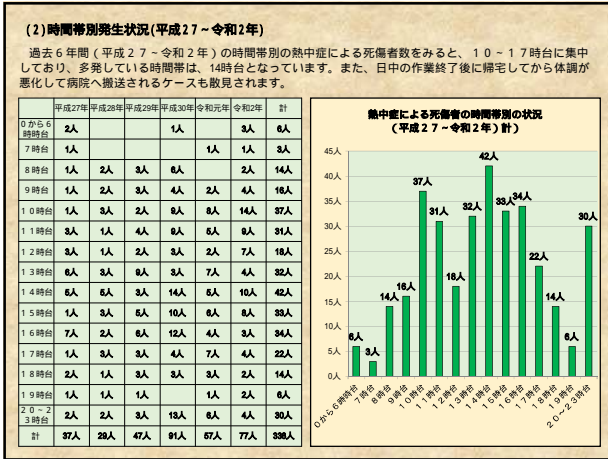
(1) 月別発生状況(平成27～令和2年)

過去6年間(平成27～令和2年)の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月及び8月に発生しています。

| | 5月以前 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月以降 | 計 |
|-------|------|-----|------|------|-----|-------|------|
| 平成27年 | 1人 | 3人 | 18人 | 18人 | | 1人 | 37人 |
| 平成28年 | 2人 | 2人 | 7人 | 18人 | | | 28人 |
| 平成29年 | 1人 | 4人 | 28人 | 16人 | 3人 | | 47人 |
| 平成30年 | 1人 | 3人 | 63人 | 32人 | 1人 | 1人 | 91人 |
| 令和元年 | | 3人 | 18人 | 31人 | 10人 | | 67人 |
| 令和2年 | | 10人 | 6人 | 63人 | 8人 | | 77人 |
| 計 | 5人 | 28人 | 114人 | 169人 | 23人 | 2人 | 386人 |



東京労働局「職場における熱中症予防対策Webセミナー」



「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

1 趣旨
職場における熱中症予防対策の浸透を図る
重篤な災害を防ぐために
事業場におけるWBGT値の把握
緊急時の連絡体制の整備等

2 期間
重点取組期間: 7月
準備期間: 5/1
キャンペーン期間: 9/30

3 キャンペーン期間中に実施すべき事項

STEP 1 WBGT値(暑さ指数)の把握
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握しましょう。
作業場所が近い場合であっても、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響でWBGT値(暑さ指数)が大きく異なることがあることに留意する。

WBGT値とは
気温、湿度、日射・輻射熱などの暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のことを言います。

測定器の例

STEP 2 WBGT値(暑さ指数)の評価
準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

対策1【作業環境管理】～休憩を取りやすい環境づくり(に)配慮しましょう～

WBGT値を下げるための設備の設置
簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置等。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意すること。
既に設置している冷房設備等については、その機能を点検しておくこと。
屋内作業においては、冷房時の換気に注意すること。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためのエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室内の温度を適正に保つようとする。

休憩場所の整備
水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。
また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行うこと。
屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人の距離を保つよう配慮すること。また、共有設備は定期的な清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がけること。

通気性の良い服装など
透湿性及び通気性の良い服装を着用すること。
送風機能のある作業服(クールベスト等)等、これらの機能を持つ身体を冷却する服を着用すること。
直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を着用すること。

東京労働局「職場における熱中症予防対策Webセミナー」

対策2【作業管理】 ~高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行いましょう~

作業時間の短縮等

作業計画に基づき、WBGT基準値に応じた休憩等を行うこと。WBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどのIoT機器を活用することによる健康管理も有効であること。

屋外の暑熱環境下において、感染症を予防する観点から、人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。作業に応じ、あるいは休憩、打ち合わせ、移動、人との対話などにおいて人と十分な距離が確保できないときは、作業の強度や人と接する密度や時間などを踏まえ、家庭用マスクなどの感染予防のプロテクタを選択して使用するよう、注意喚起すること。

熱への順化

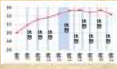


熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱への順化(暑時間を次第に長くすること。夏季休暇等のため熱への順化が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意すること。熱への順化ができていない場合には、特に「作業時間の短縮等」のうえ、作業を行うこと。

水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、作業前後に水分及び塩分を摂取すること。作業中の定期的な摂取を行うこと。水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

フレックシング

休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。

3【健康管理】

健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮すること。

- 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒等、下痢等

日常の健康管理等




当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うこと。

当日の作業開始前には当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行うこと。

熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにすること。

労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認すること。複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく(周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導すること。

STEP 3 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

熱中症予防管理者の業務

- WBGT値(暑さ指数)の低減対策の実施状況を確認すること。
- あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。
- 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
- WBGT値(暑さ指数)の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。
- 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

労働衛生教育 ~期間中、機会をこらえて実施しましょう~



熱中症の予防方法の教育に当たって、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについての教育してください。

【各級管理者向け教育】
~教育時間が決められています~

- 熱中症の症状 (30分)
- 熱中症の予防方法 (150分)
- 緊急時の救急処置 (15分)
- 熱中症の事例 (15分)

【労働者向け教育】(雇入れ時・新規入場時)

- 日々の朝礼等の際にも繰り返し実施しましょう~
- 熱中症の症状
- 熱中症の予防方法
- 緊急時の救急処置
- 熱中症の事例

社内教育にご活用ください。 **2021年5月 ポータルサイトを充実させました**
スマートフォン対応

職場における熱中症予防対策ポータルサイト及び講習動画のご案内

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関するポータルサイトを開設し、職場で起こる熱中症について、症状や分類、予防対策について、具体的な事例を交えて紹介しています。場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用動画や理解度クイズなども掲載しています！

暑い暑を乗り越えるにあたり、熱中症予防対策の徹底を図るために、是非ご活用ください！

講習動画のご案内

職場における熱中症対策も効果的に推進するための講習動画を無料で配信しています！1動画あたりの視聴所要時間が15分程度なので、すまじ時間にもご覧いただけます。

- 熱中症が発生する原理と発生時の措置
- 熱中症予防対策として有効な対策(管理者向け)
- 熱中症予防対策として有効な対策(作業員向け)
- WBGT指数計を用いた作業環境管理方法について

無料!

字ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!

職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>




東京労働局「職場における熱中症予防対策Webセミナー」

異常時の措置 ~少しでも異常を感じたら~

少しでも本人や周りが異常を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。

病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

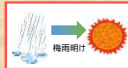
準備期間（4月1日～4月30日）

| | |
|-----------------|---|
| WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 |
| 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 |
| 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |
| 服装などの検討 | 通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 |
| 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行きましょう。 |
| 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 |
| 緊急時の措置の確認 | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |


→ 確実に実施できているかを確認し、 にチェックを入れましょう！

重点取組期間（7月1日～7月31日）

熱中症は、気温が上がり始める5月下旬から発生しています
 温度が高くなる6月下旬に増加します
 7月に暑さが増すと、救急搬送が増えます



実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行きましょう。
 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
 水分、塩分を積極的に取りましょう。
 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
 期間中は、熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行きましょう。
 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



東京労働局管内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

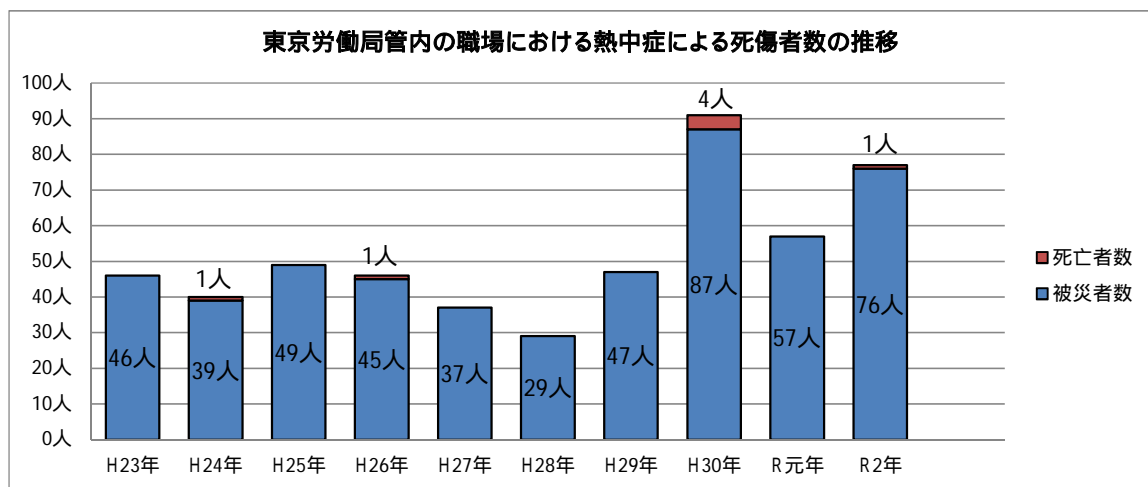
東京労働局労働基準部健康課

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(平成23～令和2年)

過去10年(平成23～令和2年)の職場での熱中症による死亡者数及び4日以上休業した業務上疾病者の数(以下、合わせて「死傷者数」という。)をみると、記録的な猛暑であった平成30年に次いで令和2年は死傷者数の多い年となっています。

| | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 被災者数 | 46人 | 39人 | 49人 | 45人 | 37人 | 29人 | 47人 | 87人 | 57人 | 76人 |
| 死亡者数 | | 1人 | | 1人 | | | | 4人 | | 1人 |
| 計 (死傷者数) | 46人 | 40人 | 49人 | 46人 | 37人 | 29人 | 47人 | 91人 | 57人 | 77人 |

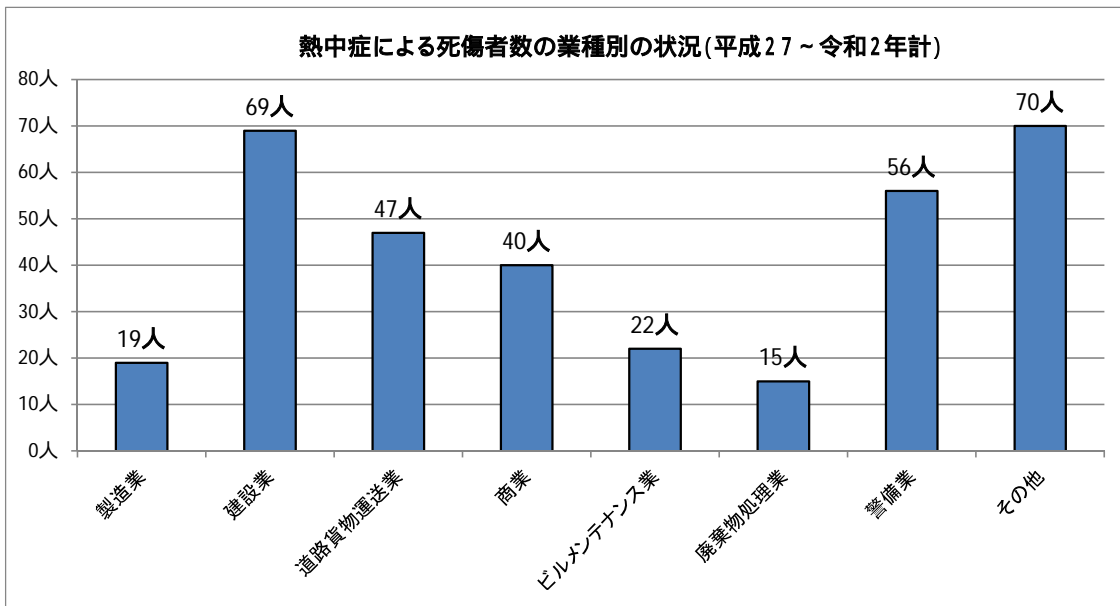
(死亡者数は外数)



2 業種別発生状況(平成27～令和2年)

過去6年間(平成27～令和2年)の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで警備業、道路貨物運送業で多く発生しており、全体の約5割を占めています。

| | 製造業 | 建設業 | 道路貨物運送業 | 商業 | ビルメンテナンス業 | 廃棄物処理業 | 警備業 | その他 | 計 |
|-------|-----|-----|---------|-----|-----------|--------|-----|-----|------|
| 平成27年 | 2人 | 5人 | 3人 | 6人 | 1人 | 2人 | 6人 | 12人 | 37人 |
| 平成28年 | 2人 | 5人 | 4人 | 4人 | 2人 | | 4人 | 8人 | 29人 |
| 平成29年 | 2人 | 11人 | 9人 | 2人 | 3人 | 1人 | 7人 | 12人 | 47人 |
| 平成30年 | 5人 | 21人 | 14人 | 11人 | 6人 | 4人 | 15人 | 15人 | 91人 |
| 令和元年 | 1人 | 13人 | 7人 | 7人 | 6人 | 4人 | 11人 | 8人 | 57人 |
| 令和2年 | 7人 | 14人 | 10人 | 10人 | 4人 | 4人 | 13人 | 15人 | 77人 |
| 計 | 19人 | 69人 | 47人 | 40人 | 22人 | 15人 | 56人 | 70人 | 338人 |

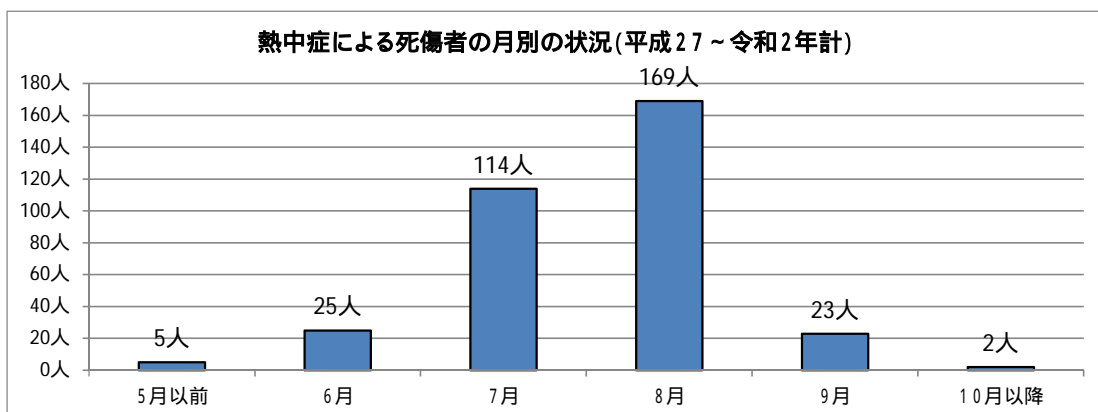


3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況(平成27～令和2年)

過去6年間(平成27～令和2年)の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月および8月に発生しています。

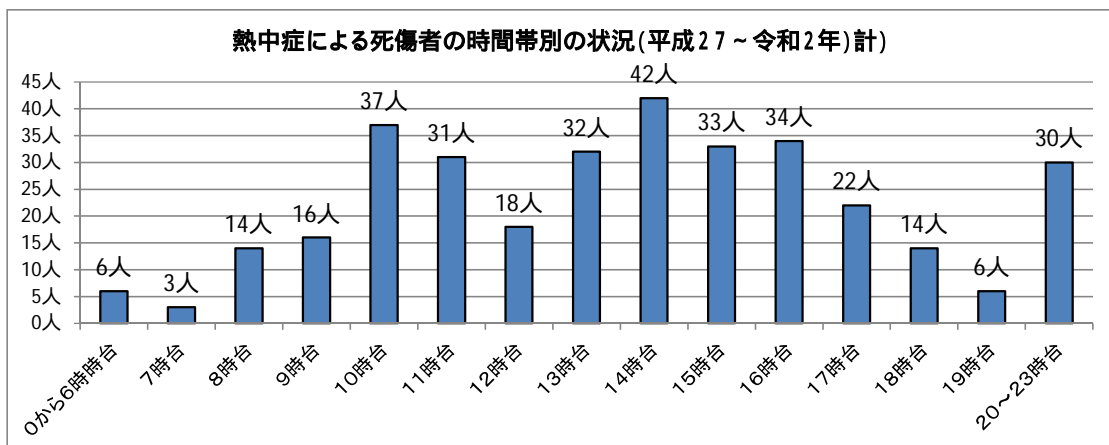
| | 5月以前 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月以降 | 計 |
|-------|------|-----|------|------|-----|-------|------|
| 平成27年 | 1人 | 3人 | 13人 | 19人 | | 1人 | 37人 |
| 平成28年 | 2人 | 2人 | 7人 | 18人 | | | 29人 |
| 平成29年 | 1人 | 4人 | 23人 | 16人 | 3人 | | 47人 |
| 平成30年 | 1人 | 3人 | 53人 | 32人 | 1人 | 1人 | 91人 |
| 令和元年 | | 3人 | 13人 | 31人 | 10人 | | 57人 |
| 令和2年 | | 10人 | 5人 | 53人 | 9人 | | 77人 |
| 計 | 5人 | 25人 | 114人 | 169人 | 23人 | 2人 | 338人 |



(2) 時間帯別発生状況(平成27～令和2年)

過去6年間(平成27～令和2年)の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、10～17時台に集中しており、多発している時間帯は、14時台となっています。また、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見されます。

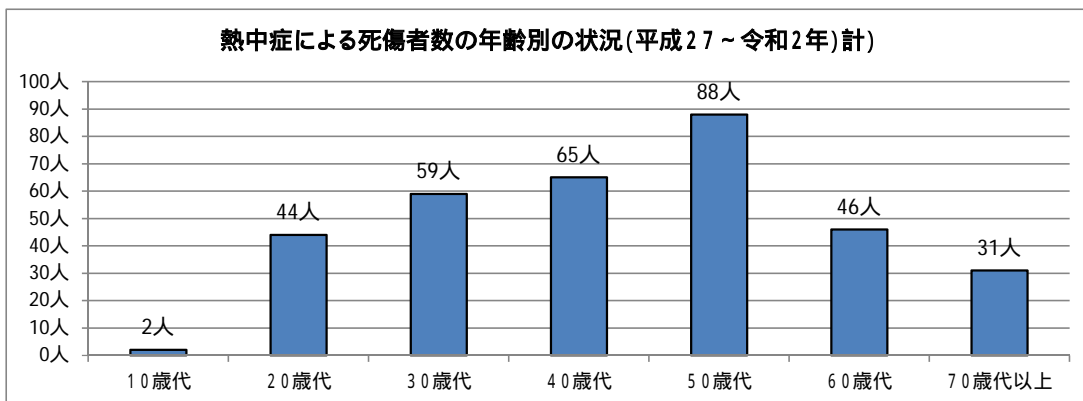
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 0から6時台 | 2人 | | | 1人 | | 3人 | 6人 |
| 7時台 | 1人 | | | | 1人 | 1人 | 3人 |
| 8時台 | 1人 | 2人 | 3人 | 6人 | | 2人 | 14人 |
| 9時台 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 2人 | 4人 | 16人 |
| 10時台 | 1人 | 3人 | 2人 | 9人 | 8人 | 14人 | 37人 |
| 11時台 | 3人 | 1人 | 4人 | 9人 | 5人 | 9人 | 31人 |
| 12時台 | 3人 | 1人 | 2人 | 3人 | 2人 | 7人 | 18人 |
| 13時台 | 6人 | 3人 | 9人 | 3人 | 7人 | 4人 | 32人 |
| 14時台 | 5人 | 5人 | 3人 | 14人 | 5人 | 10人 | 42人 |
| 15時台 | 1人 | 3人 | 5人 | 10人 | 6人 | 8人 | 33人 |
| 16時台 | 7人 | 2人 | 6人 | 12人 | 4人 | 3人 | 34人 |
| 17時台 | 1人 | 3人 | 3人 | 4人 | 7人 | 4人 | 22人 |
| 18時台 | 2人 | 1人 | 3人 | 3人 | 3人 | 2人 | 14人 |
| 19時台 | 1人 | 1人 | 1人 | | 1人 | 2人 | 6人 |
| 20～23時台 | 2人 | 2人 | 3人 | 13人 | 6人 | 4人 | 30人 |
| 計 | 37人 | 29人 | 47人 | 91人 | 57人 | 77人 | 338人 |



4 年齢別発生状況

過去6年間(平成27～令和2年)の年齢別の熱中症による死傷者数をみると、50歳代が最も多く発生しています。

| | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|--------|------|
| 平成27年 | | 9人 | 9人 | 1人 | 9人 | 8人 | 1人 | 37人 |
| 平成28年 | 2人 | 5人 | 4人 | 5人 | 5人 | 7人 | 1人 | 29人 |
| 平成29年 | | 6人 | 7人 | 12人 | 15人 | 4人 | 3人 | 47人 |
| 平成30年 | | 8人 | 16人 | 17人 | 28人 | 9人 | 13人 | 91人 |
| 令和元年 | 3人 | 4人 | 6人 | 15人 | 10人 | 11人 | 8人 | 57人 |
| 令和2年 | | 12人 | 17人 | 15人 | 21人 | 7人 | 5人 | 77人 |
| 計 | 2人 | 44人 | 59人 | 65人 | 88人 | 46人 | 31人 | 338人 |



職場の「熱中症」を防ごう！

～ 本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう ～

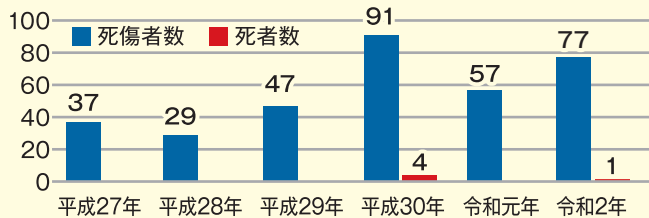
令和2年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は77人(令和3年2月24日現在)で、前年に比べ増加しました。業種別では、建設業と警備業が約35%を占め、そのほか陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割は7月から8月にかけて発生していますが、5月以前にも発生しています。

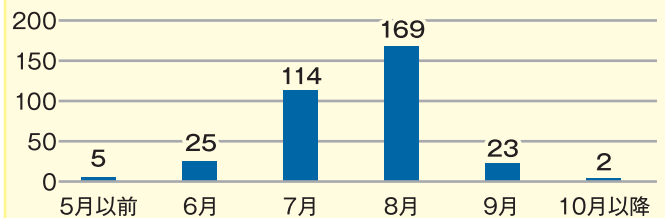
熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう。**



東京の熱中症による死傷者数の推移



月別の熱中症発生状況(平成27年～令和2年)



令和2年に発生した熱中症の発生事例(東京)

(参考)気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

| 発生月時間 | 業種 | 発生状況 | 発生時気温 (発生日最高気温) | 休業見込 日数等 |
|-------|---------------|---|--------------------|-------------|
| 8月9時 | ビルメンテナ ンス業 | マンションのゴミ庫内の清掃中、ゴミ庫内が高気温の環境であったため、熱中症の症状が出て、救急搬送された。 | 31.5℃ (34.2℃) | 約20日 |
| 7月14時 | 貨物自動車 運送業 | 客先での荷下ろし作業中、熱中症により急に手足がしびれて体調不良となった。 | 29.3℃ (31.2℃) | 約30日 |
| 8月13時 | 警備業 | 日陰のない工事現場で警備中、水分をとっていたが気分が悪くなり、救急搬送された。 | 31.9℃ (32.5℃) | 約10日 |
| 8月15時 | 建築設備 工事業 | 屋外で配管作業中、多量の発汗と指先の震えを発症し、病院での診察の結果、熱中症と診断された。 | 30.3℃ (34.7℃) | 約9日 |

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

| | 重症度 |
|--|-----|
| I 度 めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗 | 小 |
| II 度 頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。 | ↓ |
| III 度 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクとひきつけがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触があります。 | |



4月中に実施しましょう!

暑さ指数(WBGT値)の把握の準備



作業計画の策定など

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装などの検討

教育研修の実施

熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立

緊急事態の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備(スポットクーラー等)を設置し、作業中適宜散水する。(通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。)
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすことができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B7922」「JIS Z 8504」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。
- マスク着用時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる。屋外で人と十分な距離(少なくとも2メートル以上)を確保できる場合で、大声を出す必要がない時は、マスクを適宜外す。ただし、防塵マスクなど作業に必要なマスクは確実に着用する。

3 健康管理

- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

4 労働衛生教育

- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の処置 ④熱中症の事例 についての労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- 一旦作業を離れる
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急措置

少しでも異常が見られたら次の応急処置を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆ 暑い現場から涼しい日陰、または冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆ 水分と塩分の摂取を行う。
- ◆ 衣類をゆるめて(場合によっては脱がせて)、体から熱の放散を助ける。
- ◆ うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

| | 顔面への密着 | フィルタの密度 | 飛沫吸引防止 | 飛沫飛散防止 | 呼吸しやすさ | 快適さ/蒸し暑さ |
|-----------------|--------|---------|--------|--------|--------|----------|
| 不織布マスク | △ | ◎ | ○ | ◎ | × | △ |
| 布マスク | △ | △～○ | △ | ○ | △ | △ |
| ウレタンマスク | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ |
| マウスシールド | × | × | × | × | ◎ | ◎ |
| フェイスシールド | × | × | × | △ | ◎ | ◎ |
| ネックガード | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ |
| 取替え式防じんマスク(※2) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × | × |
| 使い捨て式防じんマスク(※2) | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | × | △ |

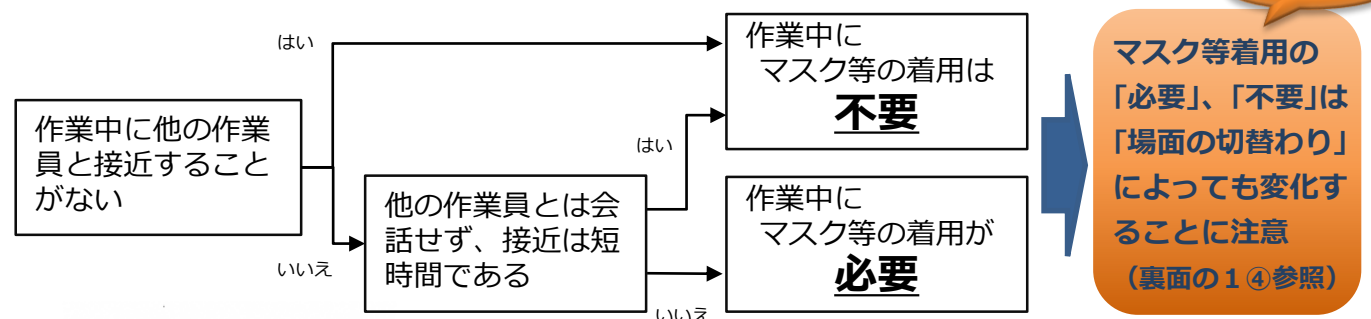
（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもので、調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(*)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(*) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさをから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項等